

被扶養者認定に必要な書類一覧表

○印:必ず提出 ▲印:健康保険組合が必要と判断した場合に添付が必要

【注1】書類名に(※)があるものは備考欄を必ずご確認ください。

【注2】書類名に(写)と記載があるもの以外は、原本をご提出ください。

【注3】扶養認定審査上、必要に応じて他の書類の提出を依頼する事があります。

【注4】新生児を申請する方は、「保険証編」-「被扶養者を追加する」-「もっと詳しく(新生児を申請する場合)」をご確認ください。

	提出・添付書類	同一世帯になくてもよい人							同一世帯が条件の人				備考	
		配偶者	父母	子		孫・弟妹		兄弟	祖父母	甥・姪		義父母		おじ・おば
				16歳以上	16歳未満	16歳以上	16歳未満			16歳以上	16歳未満			
必ず提出する書類	健康保険被扶養者(異動)届【増】	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	対象者を含む世帯全員の住民票(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・続柄記載のもので、個人番号省略のもの ・申請月から2か月以内に交付されたもの ・海外在住で国内に住民票がない場合は、「保険証編」-「被扶養者を追加する」-「日本国内に住所がなく、国内居住要件の例外に該当する場合の添付書類」を参照
	被扶養者認定対象者状況届(※)	○	○	○	▲	○	○	○	○	○	○	○	○	新生児を申請する場合は不要
	対象者の健康保険資格喪失証明書(※)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	・国民健康保険に加入していた場合は国民健康保険の保険証(写) ・新生児を申請する場合は不要

※以下は、対象者の状況に応じて提出する書類です。該当する全ての状況に○印が付いている書類をご提出ください。

	家族の状況	提出・添付書類	同一世帯になくてもよい人							同一世帯が条件の人				備考	
			配偶者	父母	子		孫・弟妹		兄弟	祖父母	甥・姪		義父母		おじ・おば
					16歳以上	16歳未満	16歳以上	16歳未満			16歳以上	16歳未満			
生計維持関係が証明される書類	いままで働いていた人	失業給付を受給する人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	離職票、雇用保険受給資格者証が申請時に入手できていない場合は、それらの添付なしで申請可 <後日、離職票1と2、雇用保険受給資格者証を入手次第、速やかに提出が必要>	
		失業給付の受給を延長する人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		失業給付を受給できない人(就労期間不足)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		失業給付を受給しない人(受給権放棄)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		失業給付を受給できない人(雇用保険未加入)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		雇用保険料控除のない直近の給与明細書(写)でも可
	収入がない人	失業給付の受給が終了した人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		学生(高校生以下)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	小学生・中学生は不要	
		学生(大学生・大学院生)			○	○	○	○	○	○	○	○	○		
		学生以外(退職後1年以上経過した人)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	市町村発行の収入金額が記載された証明書	
		自営業を廃業した人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
現在収入がある人	現在働いている人(パート・アルバイトを含む)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	認定後、連続した3か月分の給与明細の提出が必要		
	年金受給者(公的・私的)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	非課税の年金についても必要		
	各種給付金を受給している人(傷病手当金、出産手当金、労災給付金等)	○	○	○	▲	○	▲	○	○	○	▲	○	受給額や受給期間等が確認できるもの		
	個人事業主/事業所得のある人(確定申告あり)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近二年間分を提出 別途、経費の申告がある場合は「直接的必要経費申告書」とその裏付け書類(領収書のみ可。レシートは不可)(写)を提出		
	個人事業主/事業所得のある人(確定申告なし)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	直近二年間分を提出		
上記に加えて追加で必要となる書類	別居している家族を申請する人	▲	○	▲	▲	○	○	○	○	○	○	○	・認定後、連続した3か月分の送金確認書類(送金者・受取人・送金額・送金日が確認できるもの)の提出が必要 ・通学による別居の子を申請する場合は不要		
	結婚した配偶者を申請する人(申請理由が結婚の場合のみ)	○											婚姻届を提出した市区町村で入手可		
	新規入社で、子のみを申請する人(配偶者は扶養しない)			○	○									今後一年間とは、子を扶養に入れる月から今後一年間のことを指す	
	親族/同一世帯等が証明されるもの(住民票で確認できない場合等)	戸籍謄(抄)本(※)	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	養父母、養子の場合は養子縁組届けでも可	
		外国人登録済証明書 婚姻届受理証明書等	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
	障害のある人	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
病気療養中の人	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲	▲			